

●東日本大震災復興特別委員会委員会

平成28年11月18日（金）

{ 復興大臣 今村雅弘 経済産業副大臣 高木陽介 復興庁統括官 関博之
経済産業省原子力事故災害対処審議官 平井裕秀 }

（主な論点）

冒頭、津波被災地域の現状につき、今村復興大臣の認識を質した上で、基盤整備造成にはほぼ目途がつき、町づくりに本格的に着手する段階だとして、これまでの津波からの復興と今回の復興の違いを質した。

今村大臣は、地方が少しずつ衰退している点、自給自足からおおきな繋がりの中で成り立っている点、生活に必要なニーズのウェートが高いという点が違うと答弁した。

今村大臣の答弁に対し、明治三陸津波や昭和三陸津波による被害の事例を挙げ、当時は人口が急増する時期であり、文明が発達し災害に脆弱になったとした。

また、復興構想会議は、人口減少社会を念頭に置いていないで提言をしたとし、復興第二構想会議を立ち上げ、これからの町づくりを提言するスペシャリストを置き、フォローアップと検証をする体制を作ることを提案して、大臣の見解を質した。

今村大臣は、これからの取り組みとして非常に重要だとした上で、復興構想委員会の役割を強化する形もあると思うので、どのようなやり方がいいか検討すると答弁した。

今村大臣の答弁を受け、岩手大学の復興構想機構を紹介し、大学との連携もあり得ると提案した。

次に、（福島第一原子力発電所の）廃炉の手続の現状につき、政府の説明を求めた。

平井経済産業省審議官は、30年、40年後の廃止措置終了を目指し、中長期ロードマップに従い、使用済燃料プールからの燃料取り出しは、3号機では2017年度内、1号機・2号機では2020年度内の開始を目指すとした。

また、燃料デブリの取り出しは、来年には、方針決定を目指し、内部状況の調査を進めていると答弁した。

平井審議官の答弁に対し、デブリに関しては工期の設定にしようがない状態であり、工程表は仮置きだと正確に言うべきだと指摘した。

また、費用を算定する条件が整っていない状況の中で、帰還計画を作っており、課題を抱えた若干不安定な高レベル放射性廃棄物の暫定管理所という位置づけだという認識が必要だとした。

20ミリシーベルトという一義的な視点だけで、帰還困難区域、避難指示準備区域の解除を行うことが、住民の理解を得られるのかと懸念を提起し、復興計画の中でサイトの状況を正しく評価することが大事だとして、高木経済産業副大臣の見解を質した。

高木副大臣は、住民の不安を払拭していくことに全力傾注しながら、解除に取り組むとし、リスクがあることは丁寧に説明すると答弁した。

最後に、津波地域の復興は、どこかの段階で、国の支援も金銭的な支援もここまでだと言わなければならない時期が来るはずであり、今はその段階ではないが、準備をする時期に入っていると指摘した。また、福島原発周辺の復興計画は、市町村単独ではできにくいので、復興庁が前面に立つべきだとして質疑を締め括った。